

平成27年第5回（6月）出雲崎町議会臨時会会議録目次

第1日 6月8日（月曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
職務のため議場に出席した者の職氏名	3
開会及び開議	4
議事日程の報告	4
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
日程の追加	4
副議長辞職の件	4
日程の追加	5
副議長の選挙	5
日程の追加	6
議席の一部変更	6
常任委員の選任	7
議会運営委員の選任	7
常任委員会、議会運営委員会の正副委員長の互選、議会報特別委員会の正副委員長の辞任 及び正副委員長の互選	7
農業委員推薦の件	8
報告第1号 継続費繰越計算書の報告について	8
報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について	8
議案第41号 町長専決処分について（出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定）	9
議案第42号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条 例制定）	10
議案第43号 町長専決処分について（出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定）	12
議案第44号 町長専決処分について（平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号））	13
閉 会	16

第 1 号

(6 月 8 日)

平成27年第5回（6月）出雲崎町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

平成27年6月8日（月曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 常任委員の選任
- 第 4 議会運営委員の選任
- 第 5 農業委員推薦の件
- 第 6 報告第 1号 継続費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 8 議案第41号 町長専決処分について（出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定）
- 第 9 議案第42号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
- 第10 議案第43号 町長専決処分について（出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定）
- 第11 議案第44号 町長専決処分について（平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号））

本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 追加日程第1 副議長辞職の件
- 追加日程第2 副議長の選挙
- 追加日程第3 議席の一部変更
- 第 3 常任委員の選任
- 第 4 議会運営委員の選任
- 第 5 農業委員推薦の件
- 第 6 報告第 1号 継続費繰越計算書の報告について
- 第 7 報告第 2号 繰越明許費繰越計算書の報告について
- 第 8 議案第41号 町長専決処分について（出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定）
- 第 9 議案第42号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

- 第10 議案第43号 町長専決処分について（出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定）
- 第11 議案第44号 町長専決処分について（平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号））

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	三輪正
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	仙海直樹	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	小田嘉代子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	山田栄

○職務のため議場に参加した者の職氏名

事務局長	坂下浩平
書記	佐藤千秋

◎開会及び開議の宣告

○議長（山崎信義） ただいまから平成27年第5回出雲崎町議会臨時会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山崎信義） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、高桑佳子議員及び5番、田中政孝議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（山崎信義） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程の追加

○議長（山崎信義） 本日、副議長の三輪正議員から副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、副議長辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

◎副議長辞職の件

○議長（山崎信義） 追加日程第1、副議長辞職の件を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって三輪正議員の退場を求めます。

[三輪 正議員退場]

○議長（山崎信義） お諮りします。

三輪正議員の副議長の辞職を許可することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、三輪正議員の副議長の辞職を許可することに決定しました。

[三輪 正議員着席]

○議長（山崎信義） この際、しばらく休憩します。

(午前 9時35分)

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時37分)

◎日程の追加

○議長（山崎信義） ただいま副議長が欠けました。

お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことに決定しました。

◎副議長の選挙

○議長（山崎信義） ただいま所信表明者が1人だけですので、選挙の方法は地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

副議長に仙海直樹議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した仙海直樹議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました仙海直樹議員が副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました仙海直樹議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選を告知します。

ただいま副議長に当選されました仙海直樹議員から発言を求められておりますので、これを許します。

6番、仙海直樹議員。

○6番（仙海直樹） 不肖ながら私が副議長の職を務めさせていただくこととなり、改めまして御礼を申し上げます。それとともに、その責任の重さに改めまして身の引き締まる思いがいたします。

先ほど志願の際にも申し上げたとおり、議長の補佐はもちろんでございますが、議員各位のお役に立てるよう努めてまいります。

また、皆さんとともに、町の発展と地域住民の福祉の増進に最善を尽くしてまいりたいと思いますので、これまで以上にご指導賜りますようよろしくお願いを申し上げて、就任承諾の挨拶とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

◎日程の追加

○議長（山崎信義） ここで、副議長選挙に伴い、議席の一部を変更したいと思います。

お諮りします。議席の一部変更を日程に追加し、追加日程第3として、直ちに行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議席の一部変更について、日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

◎議席の一部変更

○議長（山崎信義） 追加日程第3、議席の一部変更を行います。

6番、仙海直樹議員が副議長に当選されましたので、6番、仙海直樹議員は議席9番へ、9番の三輪正議員は6番へ議席を変更します。

この際、しばらく休憩します。

(午前 9時42分)

○議長(山崎信義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時15分)

◎常任委員の選任

○議長(山崎信義) 日程第3、常任委員の選任を行います。

お諮りします。常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山崎信義) 異議なしと認めます。

したがって、常任委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

◎議会運営委員の選任

○議長(山崎信義) 日程第4、議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、お手元に配りました名簿のとおり指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長(山崎信義) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員はお手元に配りました名簿のとおり選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

(午前10時17分)

○議長(山崎信義) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時18分)

◎常任委員会、議会運営委員会の正副委員長の互選、議会報特別委員会の正副委員長 の辞任及び正副委員長の互選

○議長(山崎信義) これから諸般の報告を行います。

休憩中に各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

総務文教常任委員会委員長、三輪正議員、副委員長、加藤修三議員。

社会産業常任委員会委員長、宮下孝幸議員、副委員長、高桑佳子議員。

議会運営委員会では、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

委員長に中川正弘議員、副委員長に三輪正議員。

また、議会報特別委員会の協議結果の報告が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

三輪正委員長の委員長職、仙海直樹副委員長の辞任を許可し、新しい委員長のに高桑佳子議員、副委員長の加藤修三議員が互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎農業委員推薦の件

○議長（山崎信義） 日程第5、農業委員推薦の件を議題とします。

議会推薦の農業委員は1人となっております。

議会推薦の農業委員に加藤修三議員を推薦したいと思います。

地方自治法第117条の規定により、加藤修三議員の退場を求めます。

[7番 加藤修三議員退場]

○議長（山崎信義） お諮りします。

議会推薦の農業委員は、加藤修三議員とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は加藤修三議員を推薦することに決定しました。

[7番 加藤修三議員着席]

○議長（山崎信義） この際、しばらく休憩します。

(午前10時20分)

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時30分)

◎報告第1号 継続費繰越計算書の報告について

○議長（山崎信義） 日程第6、報告第1号 継続費繰越計算書の報告について、町長からお手元に配付しましたとおり報告がありました。

◎報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（山崎信義） 日程第7、報告第2号 繰越明許費繰越計算書の報告について、町長からお手

元に配付しましたとおり報告がありました。

◎議案第41号 町長専決処分について（出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定）

○議長（山崎信義） 日程第8、議案第41号 町長専決処分について（出雲崎町税条例等の一部を改正する条例制定）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第41号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、平成27年度の地方税法改正に関する地方税法等の一部改正が本年3月31日に公布されたことに伴い、関連する出雲崎町税条例等の一部を改正する必要性が生じたため、3月31日に専決処分したものであります。

改正の主なものは、住宅借入金の特別控除期間の延長、土地の負担調整措置の延長、一定の環境性能を有する軽四輪車の減税及び二輪車や小型特殊などの軽自動車税の税率引き上げ時期の延期などであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、資料によりまして若干補足をいたします。

資料の1ページをごらんください。2番の主な改正の内容についてですが、まず（1）、個人町民税では、1点目としまして住宅借入金等、いわゆる住宅ローンの控除期間の1年半の延長、2点目の寄附金税額控除の規定の見直しにつきましては、ふるさと納税に係る特例控除額が1割から2割に拡充されることと、あわせて申告手続の簡素化というものでございます。

（2）番の法人町民税では、均等割額の基準となる資本金等の課税標準が見直しをされるということ。

（3）番の固定資産税では、1点目のわがまち特例の規定の追加で、サービスつきの高齢者向け住宅課税標準割合など、3項目の割合を規定するものでございます。

2点目としましては、土地の負担調整措置が3年間継続されるということが主なものでございます。

（4）番の軽自動車税につきましては、1点目としまして、環境に優しい軽四輪自動車を新規取得した場合の来年度分の軽減措置。

2点目としまして、今年度から引き上げを予定しておりました二輪車とか小型特殊の税率を来年度からとするものでございます。

最後の（５）番、町たばこ税では、旧３級品たばこの特例税率を平成31年度までに段階的に引き上げまして、特例税率を廃止するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては資料の３ページ以降をごらんいただきたいと思っております。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第41号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第41号は原案のとおり承認されました。

◎議案第42号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）

○議長（山崎信義） 日程第9、議案第42号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第42号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、出雲崎町税条例と同じく、平成27年度の地方税法改正に伴うもので、地方税法施行令の一部改正により、出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じたため、

3月31日に専決処分したものであります。

改正の主なものは、課税限度額の引き上げと低所得者に対する保険税の軽減を拡充する措置を講ずるための改正であります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、資料に基づきまして若干補足をいたします。

資料2ページをごらんください。今回の改正の1点目としましては、（1）基礎課税額の引き上げでございますけど、基礎課税分、いわゆる医療費部分と後期高齢者支援金分におきましてはそれぞれ1万円の引き上げ、介護納付金については2万円の引き上げとなります。

（2）の見直しにつきましては、保険税の軽減世帯の軽減拡充の措置としまして、軽減の基準となる金額を引き上げることによってそれぞれ5割軽減と2割軽減の世帯を拡充するものでございます。

なお、新旧対照表につきましては資料の38ページ以降をごらんいただきたいと思います。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第42号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第42号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第42号は原案のとおり承認されました。

◎議案第43号 町長専決処分について（出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定）

○議長（山崎信義） 日程第10、議案第43号 町長専決処分について（出雲崎町介護保険条例の一部を改正する条例制定）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第43号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、介護保険法施行令等の一部を改正する政令が平成27年4月10日に公布されたことに伴いまして、出雲崎町介護保険条例の一部を改正する必要性が生じたので、本年4月24日に専決処分したものであります。

改正の内容につきましては、第1段階の被保険者についての保険料を現行の3万5,300円から3万1,700円に減額する減額条項を定め、平成27年度の保険料から適用するというものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

平成27年度から29年度までの介護保険料につきましては、さきの3月定例会において議決をいただいたところですが、低所得者に対する軽減措置は政令の公布後に条例の一部を改正することとしておりました。今ほど町長の提案理由説明のとおり、このたび関係する政令が施行されましたので、所要の改正を行うものです。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第43号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第43号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第43号は原案のとおり承認されました。

◎議案第44号 町長専決処分について（平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号））

○議長（山崎信義） 日程第11、議案第44号 町長専決処分について（平成26年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第44号 平成26年度一般会計補正予算（第8号）の専決処分につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決補正予算は、26年度中の地方消費税交付金、地方交付税、国庫支出金、財産収入、繰入金などの歳入金額が確定しましたので、本年3月31日に専決処分をいたしました。

歳入につきましては、各款で大きな動きのあったものを計上いたしました。

歳出では、7款商工費で事業実績による減を、8款土木費では除雪車両修繕費、委託料の減、工事請負費を減額いたしました。

11款では公債費、長期債の利子分を減額いたしました。

これらによりまして歳入歳出からそれぞれ補正額2,460万3,000円を減額し、専決後の予算総額を35億1,865万4,000円としたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をお願いいたします。

299ページ、歳入からお願いをいたします。歳入関係、地方消費税交付金、地方交付税の確定によるものでございます。

それで、10款地方交付税につきましては普通分、結果的には1億1,700万円程度の留保というふう

なことになりました。特別交付税につきましては7,000万程度の留保というふうなことで、当初予算に比べて留保できたというふうな部分でございます。

12款の電源関係、また次のページの電源関係、これは事業費の減の部分、割り当て減があったりというふうな部分での減額をしてございます。

15款国庫支出金につきましても、これは除雪に充てた部分でございますが、社会資本整備総合交付金の減ということで除雪費用が減額しておりますので、その分、歳入減となっております。

16款の県支出金、これは駅前につくりましたホッと情報館陽だまりの事業費の減と補助対象額の減というふうなことで歳入減となっております。

301ページ、財産収入についてでございます。財政調整基金の利子の追加というふうなことで、結果的に財政調整基金500万近くの利子ということで、一部電力関係の北電、九州電力、両方に3億、それぞれ2億と1億ずつ運用してございますということで、この500万近い運用益の中の大部分をその辺の部分で運用できたかなというふうなものでございます。定期利子については、94万円程度でございますので、400万円ぐらいが運用益、実際している内容でございます。

寄附金につきましては、これはアイザワビルサービス様、東京本社で、本町ゆかりのある会社でございますが、ご寄附をいただきまして、教育関係にというふうなことで財源充当させていただいたものでございます。

19款繰入金についてでございます。26年度年度当初3億7,000万円の財政調整基金繰り入れをしておりましたが、結果的には2億200万円戻すことができまして、最終的には1億6,800万円の繰り入れというふうなことになりました。26年度末残高財政調整基金につきましては21億500万円弱というふうな金額でございます。

続いて、302ページ関係、道路関係の工事費の減というふうなことで、これは尼瀬稲川線の道路改良事業の工事費の減額分を起債に落としたということでございます。

続いて、303ページ、歳出についてでございます。これは、先ほどの財政調整基金の関係でございます。

それと、6款の農林水産業費、これは釜谷の梅団地に充当しております中越沖の基金、額が少ないんですけど、それがちょっと事業費が足らなかったということで繰り入れを減にしたというふうなことで、これは27年で基金自体終了する予定となっております。

304ページ、商工費についてでございます。これも先ほど歳入で申し上げましたホッと情報館陽だまりの事業費の減でございます。

8款土木費につきましては、これは除雪関係の委託料の減というふうなのが主でございますが、26年、27年、この冬期につきましては全町出動が9回、部分出動が4回ということで、最終的には990万ちょっとというふうな委託料という部分でございます。

続いて、305ページ、住宅費についてでございます。これは、街並の環境整備工事の中で尼瀬地区

の通路の整備工事費分を減額してございます。

それと、教育費については寄附金の関係で財源を振りかえて、教育関係に寄附金を充当したというふうなことでございます。

306ページでございます。中学校関係の、これ財源更正でございますが、これは先ほどの歳入の電源の関係の、学校関係の維持修繕の部分に充てております。その辺の部分が事業費が減になった分を財源を入れかえているということでございます。

社会教育費、公民館関係も維持修繕の電源分の財源更正でございます。

最後に、307ページ、これは当初予算の段階で長期債の部分、利率を見込んでおりましたが、それより実際借り入れが低かったというふうなことで今回減額をしたというふうなことでございます。

296ページ、第2表、地方債の補正、あと308ページ、地方債の調書、これは起債の増減に伴うもので今回添付しているものでございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。

なお、質疑に当たってはページを添えてください。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第44号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第44号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第44号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第44号は原案のとおり承認されました。

◎閉会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成27年第5回出雲崎町議会臨時会を閉会します。

（午前10時54分）

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 山 崎 信 義

署名議員 高 桑 佳 子

署名議員 田 中 政 孝